

吉備国際大学研究紀要
(人文・社会科学系)
第29号, 37-46, 2019

いじめに関連するメディア報道の分析 - 新聞紙のテレビ番組表からみた報道の実態 -

藤原 幸子

**Analysis of media coverage related to bullying
- Actual conditions of the media coverage that can be seen from TV program listings on newspapers -**

Sachiko FUJIWARA

Abstract

The purpose of this study is to clarify the characteristics of TV reports on bullying and consider how such reports on bullying should be, by analyzing the contents of bullying-related programs based on the TV program listings on newspapers. To this end, the authors extracted and analyzed bullying-related programs from the TV program listings on newspapers issued from 2014 to 2018. The number of extracted programs was 906. The bullying-related programs were broadcasted all year round. Many of the programs that dealt with bullying were broadcasted on Fridays/in summers. The most frequent time of the day when the bullying-related programs were broadcasted was early morning/morning hours. The most common category of the programs dealing with bullying was education and culture with 676 programs, followed by tabloid shows with 93 programs and news with 66 programs. In such bullying-related programs, bullying was often addressed together with suicide. Among all the bullying-related programs, the number of specialized programs that dealt with bullying thoroughly down to preventive actions against the problems was 25. The media coverage on bullying may have caused serious tertiary damage to the victims of bullying and their families.

Key words : bullying, media, television, coverage, analysis

キーワード : いじめ, メディア, テレビ, 報道, 分析

1 はじめに

2013年に施行された「いじめ防止対策推進法」（以下、「いじめ防止法」という）は、社会総がかりで児童生徒のいじめ問題に対峙していくことが示されている。

いじめの早期発見への取り組みが広まる一方、いじめ防止法で定められた、被害者の生命・身体の安全が脅かされるなどの「重大事態」は、前年度より増加している。文部科学省が公表した「問題行動・不登校調査」（2017）では、いじめが原因で250人¹⁾が自死するなど、いじめ問題は改善されることなく、ますます厳しい状況にある。いじめの問題は日本だけでなく各国で類似の問題が発生している。いじめは人の命にかかわる問題であり、重要で緊急を要する課題である。

いじめの問題への対応力は、我が国の教育力と国民の成熟度の指標であり、児童生徒が接するメディアを含め、暴力を肯定していると受け取られるような行為を許容する大人の振る舞いが、児童生徒に影響を与える。

メディアは多くの人々にとって主要な情報源であり、メディアが社会に向けて放つ報道内容は、世論を作り出すと言われるほど大きな影響力を持っている²⁾。いじめが社会問題となったのは、1986年のいじめ自死事件³⁾がメディアで大きく報道されるようになってからである。児童生徒のいじめの重大事態の報道が続き、新たな痛ましい事件が後を絶たない。

多くの人々に情報を伝達するメディアは、いじめにどのような関心に向け、どのような影響を人々に与えていたのだろうか。いじめ防止法が施行され5年あまりが経過した。どのようないじめ関連番組がどのくらい、どのような視点で放送されてきたのか、ということについては、これまで検証されてはいない。

よって、本研究では、主要新聞紙の番組表からいじめ関連番組の内容を分析することにより、テレビ報道の特性を明らかにし、いじめ報道のあり方を考えることを目的とする。

2 方法

(1)対象紙

発行部数が多い、朝日、毎日、読売新聞の三紙を対象紙として選定し、「番組名および紹介」欄の比較検討を行ったが三紙に差はなかったため、調査対象紙は、日本の全国紙の中で最も発行部数が多く、購読率の高い読売新聞⁴⁾の朝刊（東京版）とした。

(2)対象期間

いじめ防止法が施行された翌年2014年1月1日から2018年3月31日までとした。ただし、2018年は3ヶ月を対象としたため、年次比較を行う場合は除外した。分析データは、テレビ番組表内の地上波6局（テレビ局1、テレビ局2、テレビ局3、テレビ局4、テレビ局5、テレビ局6）の「番組名および紹介」欄とした。なお、新聞の休刊日の場合は、その紹介欄が掲載されている事前の新聞の当該欄を用いた。

(3)抽出基準

「番組名および紹介」欄にいじめという語が用いられているものを対象とした。従って、関係があると考えられる番組でも、「番組名および紹介」欄にキーワードがなければ対象から外した。初回放送の番組だけでなく、再放送の番組も対象とし、一つの番組で複数回いじめの内容を取り上げている場合は1本としてカウントした。2014年から2018年までの読売新聞縮刷版で「番組名および紹介」欄を筆者が精査し、該当番組を抽出した。記事の抽出は、2018年8月から11月に行われた。

(4)調査項目

いじめ関連番組として抽出されたすべての番組に対し基本調査項目として、1) いじめ関連番組数、2) 放送局、3) 放送時間帯、4) 番組内容、5) ネットいじめ関連番組数、6) 一事例を繰り返したいじめ事件、7) 番組の専門性、8) 国外のいじめ関連番組数、9) いじめの体験談、の9項目を確認し、それぞれに内容分析を行った。

3 結果

(1)量的分析

基準に沿って番組を抽出した結果、該当する番組は906本あった。図1は、いじめ関連番組の年別推移を示している。2015年が最も多く220本、毎年207本から220本の範囲で放送されていた。関連番組の月別推移を図2に示した。平均17.8本/月と毎月取り上げられていた。2015年7月が41本、次いで、2014年7月および2015年10月および2017年2月が25本と多かった。一方、2015年5月、2015年8月は放送が最も少なく11本であった。いじめ関連番組は毎月の番組数の

ばらつきはあるものの、年間を通じて放送されていた。なお、放送された番組はいじめの事件報道ばかりでは

図1 いじめ関連番組の年別推移

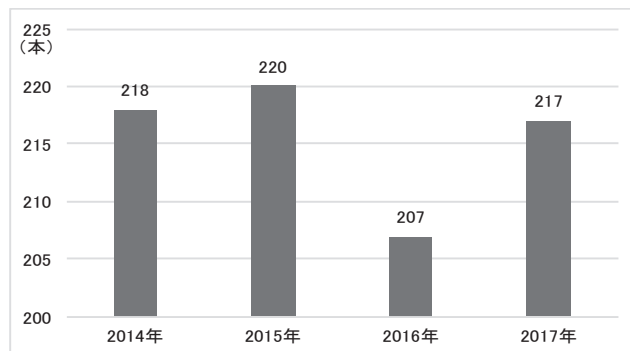


表1 属性別および時系列にみたいじめ関連番組の推移

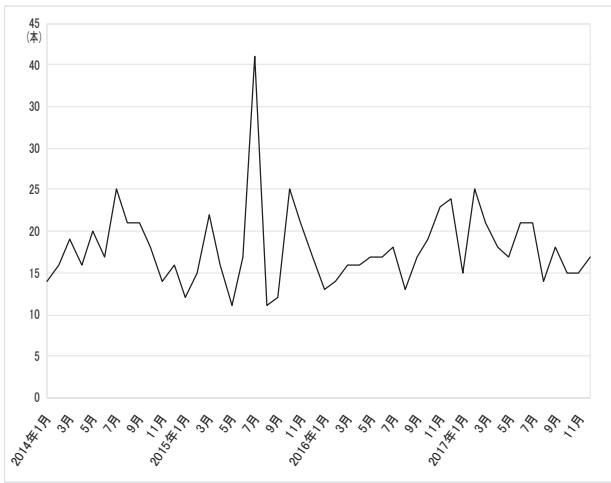
		全体		2014		2015		2016		2017		2018	
		N (割合)		N (割合)		N (割合)		N (割合)		N (割合)		N (割合)	
放送局	テレビ局 1	726	80.1	181	83.0	166	75.5	162	78.3	176	81.1	41	93.2
	民放	180	19.9	37	17.0	54	24.5	45	21.7	41	18.9	3	6.8
季節	春 (3月-5月)	228	25.2	55	25.2	49	22.3	49	23.7	56	25.8	19	43.2
	夏 (6月-8月)	237	26.2	64	29.4	69	31.4	48	23.2	56	25.8	0	0.0
	秋 (9月-11月)	218	24.1	53	24.3	58	26.4	59	28.5	48	22.1	0	0.0
	冬 (12月-2月)	223	24.6	46	21.1	44	20.0	51	24.6	57	26.3	25	56.8
曜日	月	48	5.3	12	5.5	13	5.9	10	4.8	12	5.5	1	2.3
	火	56	6.2	11	5.0	19	8.6	6	2.9	17	7.8	3	6.8
	水	51	5.6	11	5.0	12	5.5	14	6.8	14	6.5	0	0.0
	木	50	5.5	9	4.1	20	9.1	14	6.8	7	3.2	0	0.0
	金	368	40.6	106	48.6	91	41.4	99	47.8	61	28.1	11	25.0
	土	311	34.3	63	28.9	59	26.8	60	29.0	101	46.5	28	63.6
	日	22	2.4	6	2.8	6	2.7	4	1.9	5	2.3	1	2.3
時間帯	05:00-11:59	578	63.8	124	56.9	140	63.6	120	58.0	156	71.9	38	86.4
	12:00-18:59	58	6.4	12	5.5	20	9.1	9	4.3	13	6.0	4	9.1
	19:00-23:59	248	27.4	77	35.3	54	24.5	72	34.8	43	19.8	2	4.5
	00:00-04:59	22	2.4	5	2.3	6	2.7	6	2.9	5	2.3	0	0.0
種別	教育/教養	676	74.6	174	79.8	155	70.5	155	74.9	154	71.0	38	86.4
	ニュース	66	7.3	10	4.6	18	8.2	13	6.3	23	10.6	2	4.5
	ワイドショー	93	10.3	15	6.9	37	16.8	19	9.2	22	10.1	0	0.0
	バラエティ	51	5.6	14	6.4	6	2.7	15	7.2	14	6.5	2	4.5
	ドキュメンタリー	8	0.9	2	0.9	3	1.4	2	1.0	1	0.5	0	0.0
	ドラマ	8	0.9	3	1.4	1	0.5	3	1.4	1	0.5	0	0.0
	映画	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
	アニメ	4	0.4	0	0.0	0	0.0	0	0.0	2	0.9	2	4.5

2重下線：各属性において最も割合の高い区分（全体・年別）

1重下線：各属性において2番目に割合の高い区分（全体・年別）

2018年は1月から3月までの期間を対象としている。

図2 いじめ関連番組の月別推移



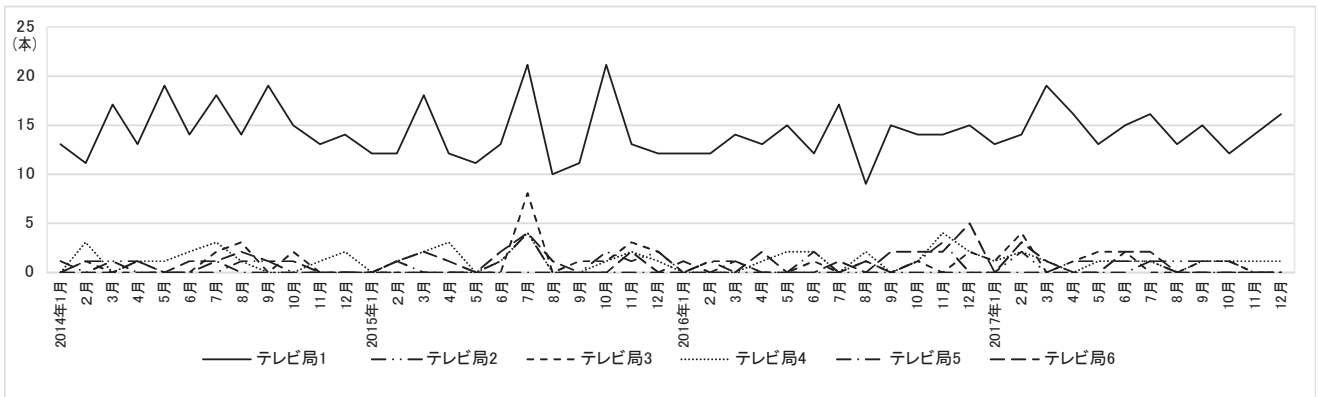
ない。いじめの事件報道も多く含んでいるが、いじめの対策や取り組みなど社会の動きが番組の多数を占めており、番組数の多い月がいじめの多発月であるとする認識は正確ではない。

放送局別ではテレビ局1が726本(80.1%)、他民放局が180本(19.9%)であった。なお、民放局はテレビ局2が29本、テレビ局3が43本、テレビ局4が55本、テレビ局5が11本、テレビ局6が42本の内訳であった(図3)。

季節では夏が237本(26.2%)次いで春が228本(25.2%)の順であった。2015年の夏は69本と突出して高かった。

曜日では金曜日、土曜日の順であった。期間中最も多い件数を扱った曜日は、2014年の金曜日であった。

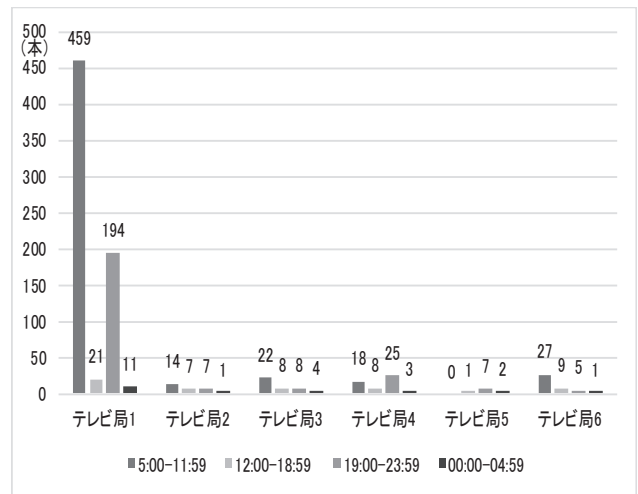
図3 いじめ関連番組の放送局別推移



最も少なかった曜日は日曜日であった。2014年から2017年の期間中、日曜日は最も少なく番組を扱う曜日としてあがった。

図4は各番組が放送された時間帯「00:00-04:59」「05:00-11:59」「12:00-18:59」「19:00-23:59」で分類し、その比率をみたものである。テレビ局1では、全番組の半数以上497本(68.5%)が5時から12時までの早朝・午前の時間帯に放送されており、また19時から24時までの夜間の時間帯に放送されたものも196本(27.0%)にのぼっている。民放局も全番組の81本(45.0%)が5時から12時までの早朝・午前の時間帯に放送されている。民放局の場合、ワイドショー番組の放送枠がこの時間帯に多く設定されているためである。

図4 いじめ関連番組の放送時間帯



(2)質的分析

抽出した番組の内容を「教育/教養」「ニュース」「ワイドショー」「バラエティ」「ドキュメンタリー」「ドラマ」「映画」「アニメ」の8カテゴリーに分類し、集計・分析を行った。教育/教養が最も多く676本(74.6%)、次いでワイドショー93本(10.3%)、ニュース66本(7.3%)の順でいじめが多く取り扱われていた。テレビ局1では、調査期間内、毎月コンスタントに9本から18本、教育/教養番組が放送されていた。一方、民放局での教育/教養番組の放送数が少ないことがわかる。テレビ局1は調査期間内、毎週いじめの問題をテーマにした教育/教養番組を放送していた。その番組内容の概要を把握するために、サブタイトルおよび番組紹介文のキーワード分析を行った。抽出された構成要素のうち記号、助詞、分析に不適切とみなされた語を除外し、同義語を一つの構成要素にまとめる処理を行った後、出現頻度が2以上のものを分析対象として採用した。分析に採用された17語の構成要素のうち、出現頻度の高かったものを表2に示した。番組出演者の名前や「討論」「行動宣言」「空気」「100万人(百万人)」といった言葉が上位にあがっている。

図5は、ネットいじめ関連番組の推移を示している。2014年が12本、2015年が10本、2016年が8本、

表2 テレビ局1「いじめの問題をテーマにした番組」高頻度の構成要素一覧

キーワード	N
高橋みなみ	5
討論	5
行動宣言	4
たかみな	4
空気	3
100万人(百万人)	3
中学生	3
先生	3

2017年が4本であった。2014年7月が最も多く4本、次いで2014年8月および2015年3月および2015年10月および2016年4月が3本と多かった。ネットいじめを扱った番組は、テレビ局1が3本、民放局が31本あった。なお、民放局はテレビ局2が5本、テレビ局3が2本、テレビ局4が16本、テレビ局5が0本、テレビ局6が8本の内訳であった。番組の種類で比較すると、ワイドショーが最も多く19本(55.9%)、次いでニュース10本(29.4%)、教育/教養3本(8.8%)の順であった。番組内容は、ネットいじめの事件や実態に関するものが最も多く20本、ネットいじめの対策に関するものが7本の順であった。

一事例を6回以上繰り返し取り扱った集中事例を抽出した結果、計5例が抽出された。小学生の震災いじめ1例、中学生のいじめ自死4例であった(表3)。

抽出した番組について専門性の高低を予測し、1. 非

図5 ネットいじめ関連番組の推移

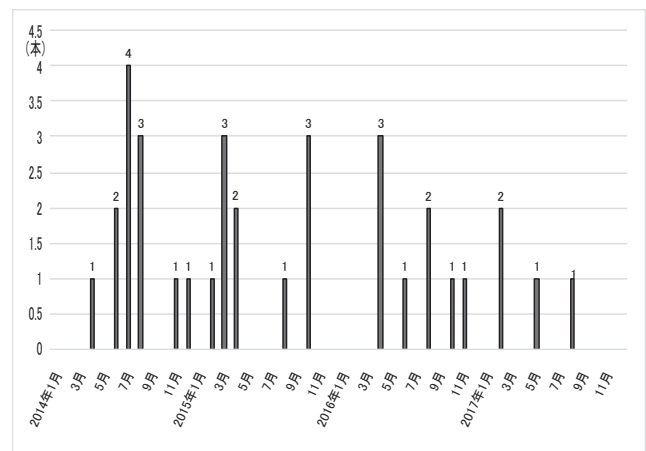


表3 一事例を繰り返し取り扱った番組の分析

	時期
1	中学生のいじめ自死 2015年夏
2	中学生のいじめ自死 2015年秋
3	中学生のいじめ自死 2016年秋
4	小学生の震災いじめ 2016年冬
5	中学生のいじめ自死 2017年冬

常に専門的な内容（高）、2. 専門的な内容（中）、3. 専門的な内容ではない（低）、として該当の有無を判断した。判断基準は、1. いじめの予防や対策などが入っている、2. 対策につながる内容が入っていると考えられる、3. 入っていない、とした。非常に専門性の高い番組が 25 本（2.8%）、専門性の高い番組が 804 本（88.7%）、専門性の低い番組が 77 本（8.5%）であった。

いじめが扱われている全番組のうち、1. 非常に専門的な内容、2. 専門的な内容、の番組計 829 本の番組特性を明らかにするため、サブタイトルおよび番組紹介文のキーワード分析を行った。抽出された構成要素を「社会的問題」に関連したもの、「メンタルヘルス」に関連したもの、「インターネット」に関連したもの、「教育」に関連したものに分類し整理した（表 4）。社会的問題の中では自殺が 55 本（69.6%）と突出して多く、次いで原発 18 本（22.8%）の順であった。メンタルヘルス関連では、後遺症が最も多く 3 本（60.0%）、インターネット関連では、LINE が 19 本（51.4%）、次いでネットが 7 本（18.9%）、拡散が 4 本（10.8%）の順であった。教育関連では、調査が最も多かった。重大事態が発生した場合には、事実関係を明らかにするために、学校やその設置者が調査を行う（いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項）ことを規定している。重大事態に係る事実関係を明確にするための調査が 5 本（29.4%）、次いで第三者委員会が 4 本（23.5%）、市教育委員会が 3 本（17.6%）の順であった。

国外のいじめが扱われている番組は 4 本であった。カナダ 2 本、韓国⁵⁾ 1 本、海外の対策 1 本であり、カナダに関する番組が多かった。カナダの番組のうち、1 本はいじめの実態、1 本はいじめの取り組みについての内容であった。カナダは生徒児童のいじめへの実践的な取り組みを取り入れている国であり、国民のいじめへの関心が非常に高いこともカナダの番組の多さと関係していると思われる。

番組内でいじめについて本人の体験がある場合に体

験談とした。芸能人や著名人を「著名人」と定義し、該当の有無を判断した。調査期間内に 47 本のいじめ体験が語られ、そのうち 25 本（53.2%）は著名人であった。

表 4 「いじめ関連番組 専門性の高い番組」高頻度の構成要素一覧

キーワード	N	%
【社会的問題】		
自殺（自死）	55	69.6%
原発	18	22.8%
不登校	3	3.8%
非行	1	1.3%
貧困	1	1.3%
震災	1	1.3%
【メンタルヘルス】		
後遺症	3	60.0%
治療	1	20.0%
発達障害	1	20.0%
【インターネット】		
LINE	19	51.4%
ネット	7	18.9%
拡散	4	10.8%
スマホ	3	8.1%
SNS	2	5.4%
さらし	1	2.7%
炎上	1	2.7%
【教育】		
調査	5	29.4%
第三者委員会	4	23.5%
市教育委員会	3	17.6%
調査委員会	2	11.8%
道徳	2	11.8%
教育委員会	1	5.9%

4 考察

研究対象である 2014 年 1 月 1 日から 2018 年 3 月 31 日までの間に新聞紙のテレビ番組表に掲載されたいじめ関連番組数は 906 本であった。いじめを扱う番組は調査期間内に継続してみられた。2013 年いじめ防止対策推進法の制定に伴い、いじめに対する社会的関心の高まりが影響していると考えられる。年別推移をみると、2015 年が最も多く 220 本であった。2015 年の番組本数が多い根拠は、「番組名および紹介」欄から判断して、中学生のいじめ自死事件が 2 件起こったためである。放送された番組はいじめの事件報道ばかりではなく、いじめの対策や取り組みなど社会の動きも占めており、番組数の多い月がいじめの多発月ではなかった。季節は夏にいじめを取り扱った本数が多く、曜日は金曜日が最も多かった。番組の多くが 5 時から 12 時までの早朝・午前時間帯に放送されていた。

テレビ局 1 では、毎年 160 本以上のいじめ関連番組が放送されている一方、民放局では番組数が減少している。いじめ関連番組の多くは専門性が高いと予測された。その番組内容を見るといじめは自殺（自死）との関連が深く描かれていた。

一事例を 6 回以上繰り返し取り扱った集中事例は、いじめ自死、震災いじめであった。いじめに関連した児童生徒の自死などが起こるたび、深刻な問題として世間の関心を集める。いじめ自死直後の数週間は過剰なまでに集中的な報道が繰り返される。そして大事件が起きるといじめ報道は終わってしまい、長期的な視点に基づくいじめ報道がなかった。学校でのいじめ問題は非常に根深い問題であり、短期的・集中的な報道に終わらず、根源的な問題に対する息の長い取り組みも可能かと思われる。

いじめ事件報道では、事件関係者の個人情報やプライバシーが公表されるケースがみられた。その傾向は被害者において特に顕著であった。憲法第 21 条により、メディアには表現の自由が保障され、その報道は、国民の知る権利に支えられているため、その自由は最大

限に保障されなければならない。しかし、いじめ報道の場合には、特に被害者のプライバシーに考慮しなければならない。このことは、犯罪被害者等基本法第三次計画でも「警察による被害者の実名発表、匿名発表については、犯罪被害者等の匿名発表を望む意見と、マスコミによる報道の自由、国民の知る権利を理由とする実名発表に対する要望を踏まえ、プライバシーの保護、発表することの公益性等の事情を総合的に勘案しつつ、個別具体的な案件ごとに適切な発表内容となるよう配慮する。」と指摘されている。被害者や関係者は、メディアの取材、報道によって不快感や深刻なストレスが生じる二次被害、さらに二次被害から逃れるために周囲と関係を断ちきる三次被害にも苦しめられると考えられる。

メディアによる自死の誘発は、「ウェルテル効果」と呼ばれている。誘発を防ぐため、世界保健機関 (WHO) は、2008 年、「自殺をセンセーショナルに扱わない」「どこに支援を求めることができるのかについて情報を提供する」など 11 項目に及ぶ自殺予防メディア関係者のための手引き⁶⁾を作成した。日本では 2006 年、自死の増加に対して、自殺対策基本法が施行されているが、自死の連鎖やメディアの対応に関しては触れられていない。メディアに求められているのは、社会的に関心が高まっている出来事に関して、個々の事実をただ伝えるだけでなく、広い視野を持って、より冷静かつ正確に伝える姿勢である。

いじめ被害者の相談について、文部科学省の平成 28 年度「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」結果によれば、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の 6 割以上のいじめ被害児童生徒が学級担任に相談している一方で、「誰にも相談していない」児童生徒が 6.6% 存在している（小学校 6.2%、中学校 6.8%、高等学校 12.8%、特別支援学校 10.1%）。この調査が示すように、いじめの被害者が相談することはいじめをなくすために重要であるとはいえ、実行するのが難しいと言える。このことは、いじ

めの発見をより困難にするだけでなく、事態の悪化に結びつく危険性をもたらすと考えられる。本研究では、ワイドショー番組でいじめが多く扱われていた。ワイドショーは、大人だけでなく、いじめを受け不登校を余儀なくされている児童生徒も視聴することもある。文部科学省が設置した24時間子供SOSダイヤルなど行政の相談窓口などを伝えることもできるのではないだろうか。メディアと相談システムとが組み合わせられることで、児童生徒がいじめに関して行動を起こすことにつながりやすくなると考えられる。

近年、インターネットの急速な普及とともに、誹謗中傷、なりすまし行為、ネットリンチ、虚偽事実の流布などが多発している。インターネットの特性からこれらは数百人によって一斉に行われることもあり、ネット上での暴力で人の命が奪われる時代になっている。その一方で、いじめを匿名で通報できるSTOP!Tアプリ⁷⁾やSOSをネットで受け止めるサイバーパトロール相談事業など新しい取り組みが生まれている。深刻化、

悪質化するネットいじめに対し、教育委員会はいじめ傍観者支援の取り組みや対策を講じている。これらの児童生徒を守る様々な取り組みは、専門家に対する周知は拡充していたとしても、社会的な周知はいまだ十分とは言えないだろう。メディアを通して今後、継続して取り組む課題である。

番組表は原則として字数が決まっている。自局の持ち時間の中で沢山の内容を盛り込まなければならないので、刺激の強い内容を盛り込みがちになるという傾向があると思われる。本研究の限界も踏まえ、番組の内容分析にも取り組むことを今後の課題としたい。

メディアは「いじめをなくすことができる」というメッセージを伝える上で重要な役割を果たすことが期待される。従って、いじめの深刻な実態だけを伝えるのではなく、危機にどう対応して、どこに助けを求めたらよいか、といった予防に直結する建設的な点にこれまで以上に関心を払い、一般の人々に対して正しい知識を伝えることが重要となるであろう。

註

- 1) 文部科学省の統計によると、2017年度に自死した小中高生は250人、過去30年間で最多だった。これに対し、警察庁の統計では341人で91人の差があった。2018年10月26日朝日新聞朝刊
- 2) 日本新聞協会「2015年全国メディア接触・評価調査」によれば、メディアの社会的影響力は、テレビ(NHK)45.5%、新聞44.3%、テレビ(民放)36.4%、新聞社以外のニュースサイト13.8%、ブログやコミュニティーサイト、SNS11.3%、ラジオ10.1%、雑誌10.1%、新聞社のニュースサイト(電子版の新聞を含む)9.3%(n=3,845)とテレビ(NHK)に対する評価が高い結果となっている。
- 3) 度重なる暴行・傷害などの身体的いじめだけでなく、シカトや「葬式ごっこ」などの精神的いじめも繰り返され、中学2年生の男子生徒は「このままじゃ『生きジゴク』になっちゃうよ」と書いた遺書を残して、1986年2月1日に駅構内で自死した事件である。
- 4) 読売新聞は、8,350,882部、全国5紙では発行部数1位である。日本ABC協会「新聞発行社レポート」2018年12月15日
- 5) 韓国では情報通信技術の急速な普及とともに、早い時期からネット上での虚偽事実の流布、誹謗中傷やそれによる自殺、実名や個人情報を暴露した上での個人攻撃等の「サイバー暴力」が社会問題となっていた。「サイバー暴力」とは、インターネット上の掲示板やブログなどで行われる特定の個人や企業団体などへの誹謗中傷、及び名誉毀損のことであり、主として韓国のインターネット事情を指して用いられる。

6) 世界で毎年約 100 万人の人が自殺で亡くなっている。そして自殺によって影響を受ける人が、周囲に 6 人前後はいるものと考えられている。自殺と、その予防に関与する因子は複雑で、まだ十分には解明されていない。しかし、メディアが、そこに重要な役割を果たす根拠が示されている。自殺の報道は、国や地域ごとに異なり、何が自殺報道において適切なことかは文化の違いによっても異なる。この手引きは、自殺報道の影響に関する事実を簡潔にまとめ、その事実に基づいて、どのように自殺を報道したらよいかを提示している。「WHO 自殺予防 メディア関係者のための手引き (2008 年改訂版日本語版)」

7) Todd Schobel (トッド・ショベル) 氏がカナダ人の少女 Amanda Todd (アマンダ・トッド) さんの自死のニュースを聞き、いじめによる悲惨な事件をなくしたいという想いで開発されたシステムである。いじめを見つけたり受けたりした際に、匿名で報告・相談を行うことができ、2014 年 8 月のリリース後、アメリカでは 2016 年 9 月現在 6,000 校、300 万人に活用されている。日本では 2016 年 6 月に大阪の羽衣学園中学校で導入された。CNN より「世界を変えるために役立つアプリ 5 選 (One of 5apps to help change the world)」に選ばれた。

文献

千代原 亮一 (2010) 「サイバー暴力とサイバー侮辱罪」日本情報経営学会誌 30(3), 88-98

藤川 大祐 (2012) 「ネットに流出する個人情報と学校の報道対応のあり方：大津市中学生いじめ自殺事件に関連して」季刊教育法(174), 18-21

「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成 25 年 10 月 11 日)

勝又 陽太郎 (2013) 「いじめと自殺 事後対応を中心に」こころの科学(170), 63-67

桂 敬一 (2001) 「メディアによる人権侵害—混乱する報道の役割に関する社会的合意」ジュリスト (1196), 27-32

川南 有希 (2017) 「当事者の声集め事実を積み重ねる：震災避難生徒いじめ問題を報じる」新聞研究 (793), 24-27

皆川 治廣 (2001) 「人権擁護救済システムの構築に向けて」法政論叢 38(1), 78-94

宮部 真典 (2012) 「大津いじめ問題をどう報じるか：地元紙として、再発防止につなげるために」新聞研究(735), 58-61

村山 士郎 (2012) 「いじめの本質問題を問うために：構造的問題は議論されているか」新聞研究(735), 66-69

小川 卓也 (2017) 「被害者の立場で繰り返し報じる：6 年前の事件を経て対策に取り組む大津市で」新聞研究(793), 28-31

小国 綾子 (2013) 「いじめ報道を考える：子どもが死んでしまう前に—いじめ再考— (現代のいじめとその対応)」こころの科学(170), 68-71

岡本 雄太, 太刀川 弘和, 相羽 美幸 (2015) 「新聞報道におけるいじめと自殺の関係：「大津いじめ自殺」事件記事の時系列内容分析」精神医学 57(11), 899-907

奥山 眞紀子 (2013) 「自殺：WHO 勧告と日本の報道—生育環境としてのマスメディア—」小児科臨床 (66), 27-33

大澤 卓也 (2013) 「社会問題に対する社会的作用のエスカレーションする過程分析：新聞報道における大津いじめ問題による検討」立命館産業論集 49(3), 113-131

大月 晶代 (2006) 「犯罪被害者の情報と報道のあり方」レファレンス 56(8), 53-70

佐藤 潤司 (2018) 「BPO と放送の自由[®]—放送人権委員会の決定に見る課題—」マス・コミュニケーション研究

93, 77-96

高橋 祥友 (2007) 「悲劇の連鎖を起こさないために いじめ自殺とマスメディア報道」論座(140), 92-97

高橋 祥友 (2007) 「いじめ自殺 報道のもたらす危険な側面とは何か」世界(760), 75-81

高井 昌史 (1999) 「いじめ報道にみられるメディアの「議題設定」機能」関西大学大学院『人間科学』51, 165-181

篁 宗一, 清水 隆裕, 猫田 泰敏 (2015) 「一主要新聞紙朝刊のテレビ番組表からみた自殺・メンタルヘルス関連の報道の実態」日本公衆衛生雑誌 62(2), 73-81

滝 充 (2017) 「長期取材に基づく教育実践の報道を:特有の課題を抱える日本の学校組織といじめ」新聞研究(793), 32-35

谷山 大三郎 (2017) 「IT を活用したネットいじめ対策の考察 - アメリカで広がる匿名での報告・相談アプリに着目して- 」授業実践開発研究(10), 97-102

西村 敏雄 (2003) 「少年法および少年犯罪の報道と人権に関する検証と一考察」聖泉論叢(11), 61-78

八並 光俊 (2017) 「いじめ自死報道と問題行動調査から考えるいじめ防止の要点」教育展望 63(2), 43-48